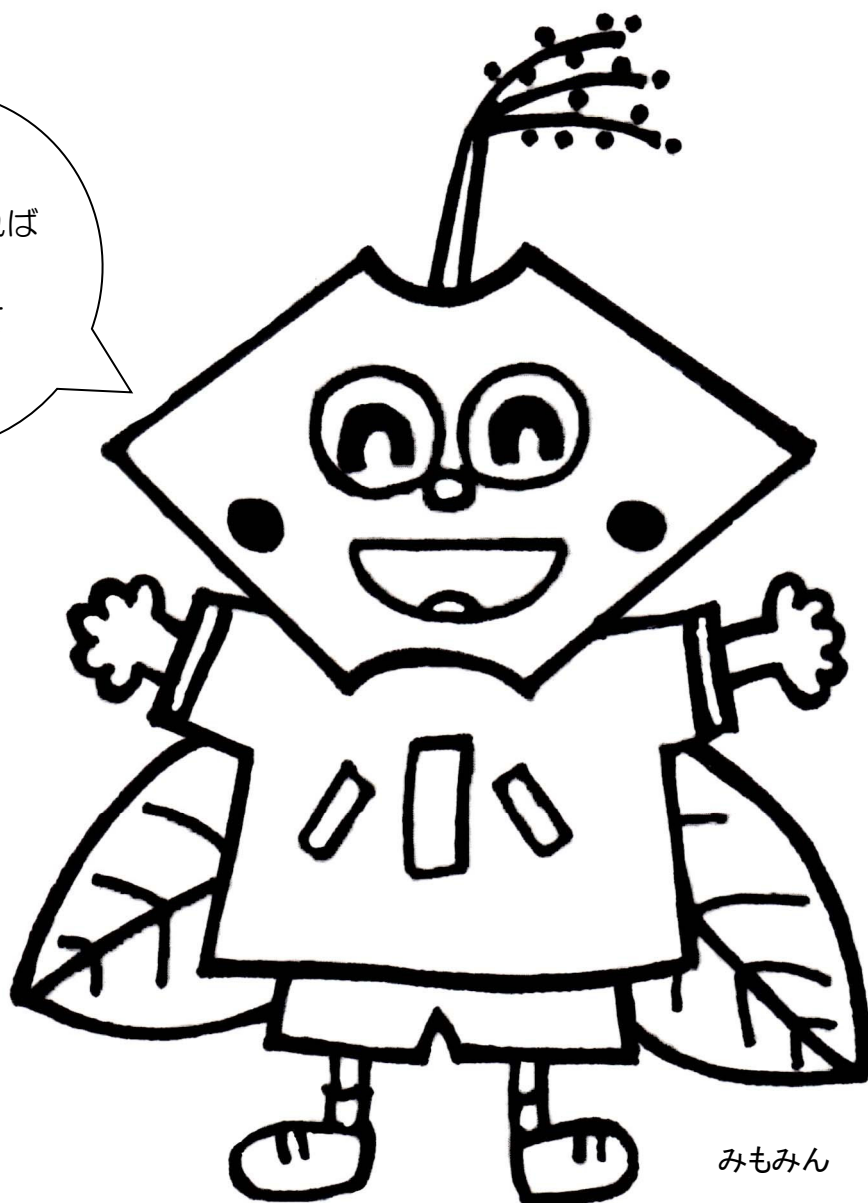


# PTAのしおり

令和5年4月発行

保存版だよ  
改定がなければ  
卒業まで  
大切にって  
おいてね♪



習志野市立実籾小学校 PTA

氏名

## 目次

---

実籾小 PTA の活動目的	P3
PTA の主な会議	P4
事務局・各委員会・部会	P5
実籾小学校の応援団、後援会	P8
行事協力係の仕事	P9
その他の組織関連機関	P10
校内外の安全管理について、PTA 会費、PTA 保険	P11

## 実籾小 PTA の活動目的 Parent Teacher Association

実籾小学校 PTA は家庭と学校、地域社会とが協力して、児童の教育の振興を図ることを目的としています。子どもたちが安心して過ごせる環境を整えるために、みなで協力しあいともに歩んで行きましょう。

## 私たちができること

🍃 PTA 発行の「おたより」や「広報誌」は、決定事項やみなさんにお知らせしたいことが掲載されています。詳しくは実籾小 PTA ホームページをご覧ください。

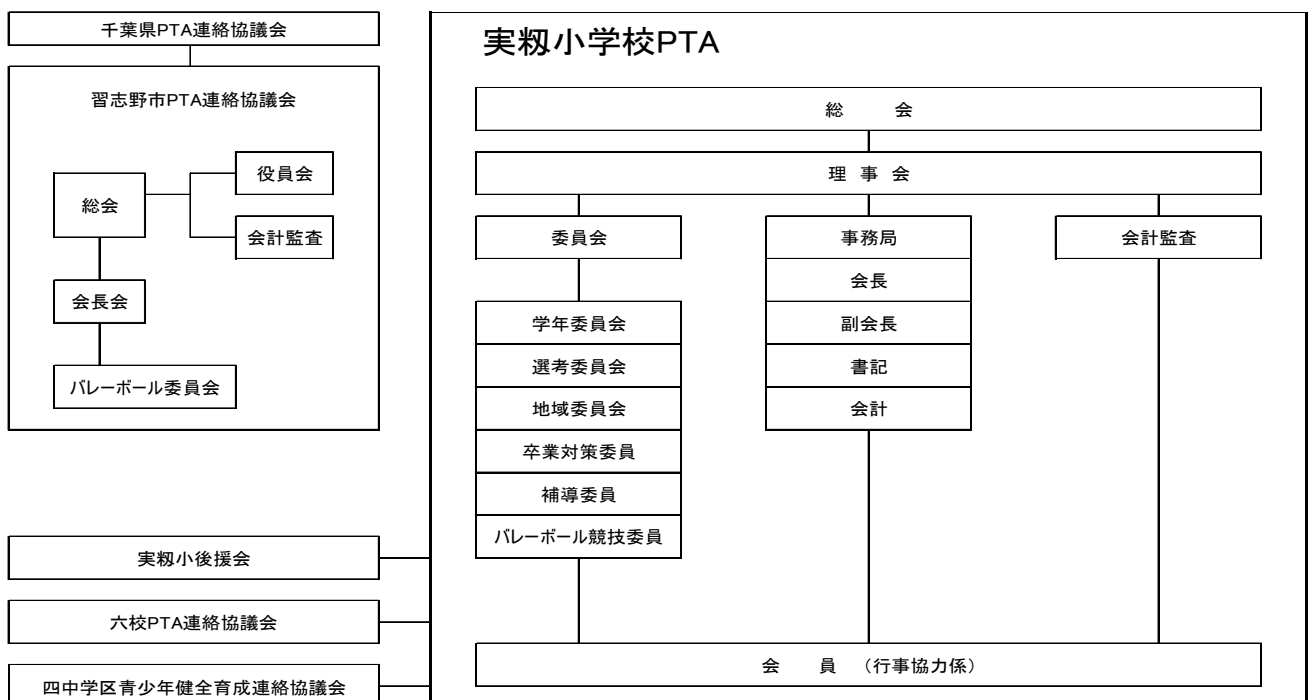
実籾小PTAホームページ (<http://mimomi-pta.com/>) →



🍃 学校は子どもたちが一日のうち長い時間を過ごす場所。保護者の目で見とておくことはとても大事です。「役員・委員会・行事協力」のお手伝いを通して、子どもたちの成長を一緒に見守りましょう。

🍃 「ベルマーク・有価物」の収益は学校の環境整備費などに使用されています。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

## 実籾小組織図



# PTA の主な会議

**総 会**（全会員によって構成されるPTA 最高議決機関です。）

年度初め 4 月に開かれ一年間の活動がスムーズに行なわれるよう、審議・決議承認をします。会員にとって最大の発言の場です。積極的に参加しましょう。

**理事会**（学校・PTA 事務局・会計監査・各委員会正副委員長・

卒業対策委員の代表者・補導委員・バレーボール競技委員）

総会に次ぐ議決機関です。理事会役員によって構成され、年 3～4 回開催されます。事務局・委員会から連絡調整をして協議承認、事務処理などを行ないます。

※会計監査・補導委員・卒業対策委員・バレーボール競技委員は会長の要請があるときとする

**委員会**（学年・選考・地域・卒業対策・補導・バレーボール部会）

理事会に次ぐ決定機関です。クラス役員にて構成されています。委員会によって開催回数は異なります。



## 事務局・各委員会・部会

---

### PTA 事務局

会長 1名 / 副会長 若干名（内教職員を含む）  
書記 2名 / 会計 2名

#### 【会長】

- PTA 活動運営のための総括
- 習志野市 PTA 連絡協議会への出席

#### 【副会長】

- 総会・理事会の司会進行
- 学校側との連絡窓口・行事日程調整
- PTA ホームページの管理
- 習志野市 PTA 連絡協議会・バレーボール委員会との連絡（メール）窓口

#### 【書記】

- PTA 関係書類の編集・印刷・配布
- 会議等の議事録作成

#### 【会計】

- PTA 会費集金
- 銀行業務（PTA 会費精算）

#### 【事務局全体】

- 総会の開会、常任理事会の召集および開会
- 学校行事への協力（運動会、マラソン大会、公開研究会、他）

### 会計監査 2名

- 理事会出席
- 年2回、PTA 事業の会計監査を行い総会で報告

## 学年委員会

- 行事協力・学校行事の手伝い係の募集
- 給食試食会の実施
- 広報誌「広報みもみ」発行

## 選考委員会

- 次年度の事務局役員、会計監査、補導委員等の選考

## 地域委員会

- 地域児童名簿の作成や地域パトロール
- 有価物回収における拠点での旗出しと撤去
- 周辺地域とのパイプ役（学校・PTA の地域へのお手紙を町会長へ回覧依頼や後援会出席、会費の集金など）

## 卒業対策委員 5年生の各クラスより1名（2年任期）

- 修学旅行費、アルバム費用等の集金
- 卒業記念品の手配
- 卒業式の手伝い（5年生）

## 特別委員会

その年度に応じて設けられる委員会

※平成25年度に、創立60周年実行委員会を設置した

## 青少年補導委員 全校から2名(2年任期)

昭和45年に補導委員制度が導入された。青少年の健全育成を目的とし、習志野市教育委員会より委嘱される。中学校区ごとにおかれた習志野市のボランティア団体。補導委員連絡協議会に所属。

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 一般街頭補導  | <input type="checkbox"/> 学区一斉特別補導              |
| <input type="checkbox"/> 広域列車補導  | <input type="checkbox"/> 年末年始パトロール             |
| <input type="checkbox"/> 盆踊り見回り  | <input type="checkbox"/> 習志野きらっと・少年の日ポスター展の手伝い |
| <input type="checkbox"/> 成人式の手伝い |  |

## バレーボール部会

実籾小バレーボール部では、週1回体育館で練習している。  
審判講習会・市内大会・親善試合・習八大会への参加がある。  
バレーボール委員会は、習志野市PTA連絡協議会の特別委員会に所属する。

※部会の内1名がバレーボール競技委員  
活動時間 金曜日 19:00 ~ 21:00

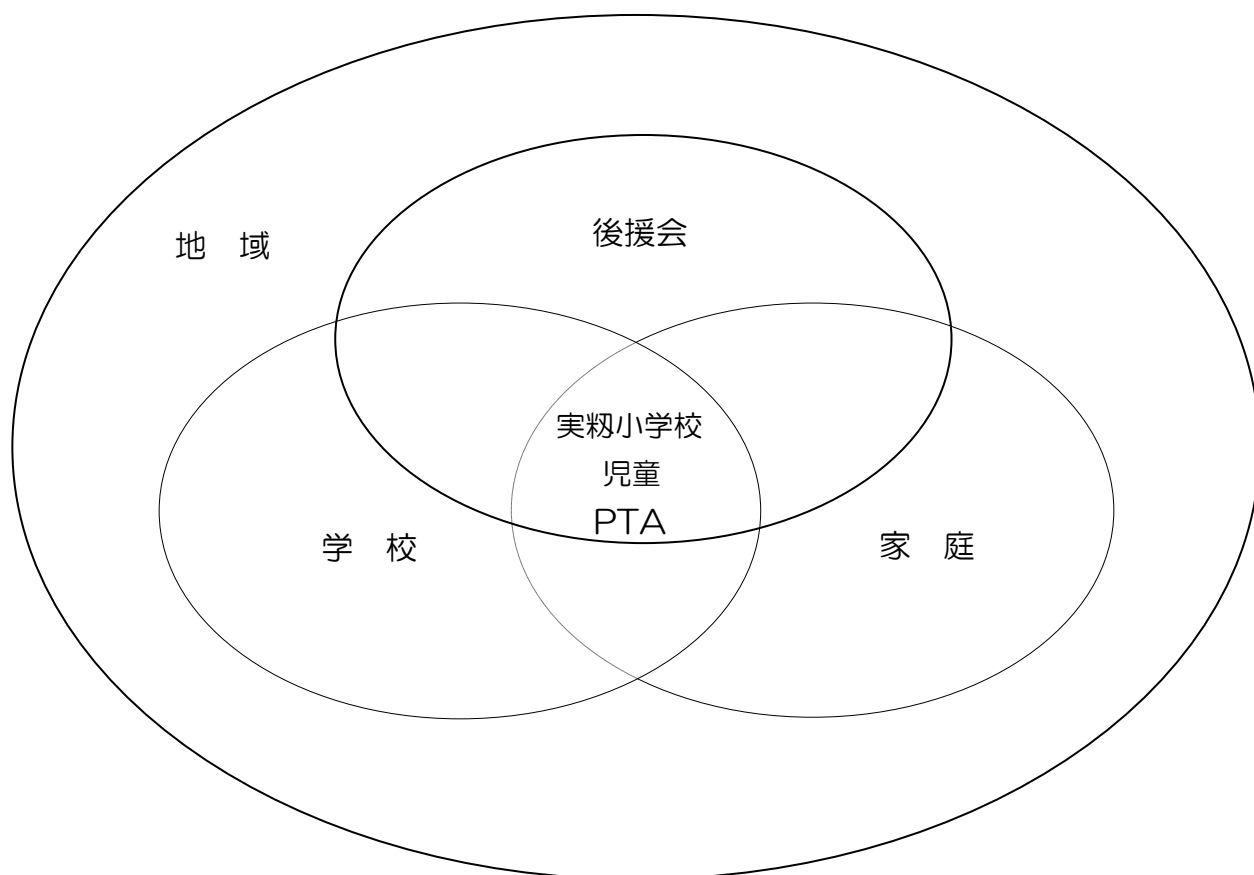
バレー部では随時部員を募集しています。  
経験者に混じって初心者も頑張っています、一緒に汗を流しましょう!



## 実籾小学校の応援団、後援会

---

実籾小学校は、多くの地域の方々の支えを頂いています。  
応援団として活動して下さる方々をご紹介します。



**実籾小学校後援会・実行委員会**（会員は在校児童保護者、教職員と地域会員です）

「よい街にはよい学校が育つ」を合い言葉に、次世代を担う子どもたちの健やかなる成長を願うと共に、実籾小学校が真に地域の理想となる事を願い、昭和53年より今日まで学校教育を支援していただいている実籾小の応援団です。

🍃 後援会のご加入をよろしくお願いいたします！




## 行事協力係の仕事

---

行事協力係は、学校行事やPTA活動に、お手伝いをさせていただく係です。

児童が楽しく有意義な学校生活を送ることができるようにPTA会員全員の方にご協力をお願いしています。

 行事協力係の人数や活動内容は年度によって変動します。

### ベルマーク

WEBベルマークの推進

WEBベルマークの詳細はこちら (<http://mimomi-pta.com/webbellmark/>) →



### 運動会など各行事

誘導・整理

運動会終了後の片付けの手伝い

## その他の組織関連機関

---

### 習志野市 PTA 連絡協議会

習志野市内の全公立小学校・中学校の23校のPTAで組織されています。

### 六校 PTA

習志野高校・実籾高校・第四中学校・東習志野小学校・実花小学校・実籾小学校の地域に密着した組織です。

### 四中学区青少年健全育成連絡協議会

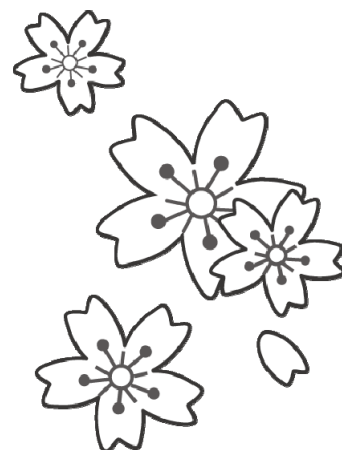
中学校区毎に設置され、夜間パトロール、環境浄化を主な活動としています。地域懇談会や7つの中学校区が一体となって実施される青少年健全育成大会などを通じ、地域で子どもを育てる体制を作ることを目指しています。

### 民生委員・児童委員

担当地区の児童等の実情を把握し、保護が必要な場合の調査、関係機関への連絡や相談に対する助言、指導をさせていただきます。

### 子ども 110 番の家（青少年センター）

子どもが登下校時などに不審者に遭遇したり被害にあったり、あいそうな時に救いを求める子どもを保護し、緊急回避場所として安全を確保し、関係機関への通報をしていただく制度です。



# 校内外の安全管理について


---

## IDカードについて

IDカードは在校児童の保護者である証明となります。  
ご家庭においてIDカードの十分な管理をお願いいたします。

## 来校時のお願い

学校行事（学級懇談会等）の際は、IDカードをつけていただき、児童昇降口からお入りください。室内履きをご持参の上、くつ置き場として、PTA用下駄箱、またはビニール袋に入れたうえで、児童下駄箱の上をご利用ください。その他の場合は、事務室にお立ち寄り（来校者名簿記入）ください。

 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## PTA 会費・互助会費

---

PTAの運営費は皆様のお会費、互助会費により成り立っています。  
会費は、会員の一家庭につき月額300円（保険料、互助会費含む）とします。  
※ PTA会則第18条より

## PTA 保険

---

実籾小学校PTAでは「PTA 団体総合補償制度」に加入しております。

### ● 「PTA 団体総合補償制度」の概要

①PTA 会員・PTA の属する学校の生徒・PTA 会員の同居の親族等の被保険者がPTA 行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して保険金をお支払いします（ただし、日本国内における事故に起因するものに限りません）。

②PTA が日本国内で主催したスポーツ行事や文化行事の際に生じた事故によりPTA が法律上の賠償責任を負う場合、それによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

- 【例】
- ・PTA 主催のレクリエーションで怪我をした
  - ・PTA 共催の除草作業で怪我をした
  - ・PTA 主催のバレーボール大会等（スポーツ活動中）の事故・怪我